

参考

平成24年分申告所得税に適用される主な項目と金額

1 一般の税率

195万円未満の金額…………… 5%	695万円以上 900万円未満の金額 …… 23%
195万円以上 330万円未満の金額…… 10%	900万円以上 1,800万円未満の金額 …… 33%
330万円以上 695万円未満の金額…… 20%	1,800万円以上の金額…………… 40%

2 所得控除（主なもの）

雑損控除額	「損害金額－保険金などで補てんされる金額」の金額(Ⓐ)を基として計算した、次の①と②のいずれか多い方の金額 ① Ⓐの金額－（所得金額の合計額×10%） ② Ⓐの金額のうち災害関連支出の金額－5万円
医療費控除額	$\left[\begin{array}{l} \text{支払った} \\ \text{医療費の額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{保険金などで補} \\ \text{てんされる金額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} 10\text{万円と「所得金額の合計額の} \\ 5\% \text{」のいずれか少ない方の金額} \\ (\text{最高限度額}200\text{万円}) \end{array} \right]$
社会保険料控除額	支払った又は給与から控除される社会保険料の合計額
小規模企業共済等掛金控除額	支払った小規模企業共済掛金（旧第2種共済掛金を除く。）、確定拠出年金法の企業型年金加入者掛金及び個人型年金加入者掛金、心身障害者扶養共済掛金との合計額
生命保険料控除額	<p>次の①、②、③の合計額（最高限度額12万円）</p> <p>① 一般の生命保険料の控除額 $\left[\begin{array}{l} \text{新生命保険料の計の金額 (Ⓐ) を下のA} \\ \text{のiからiiiに当てはめてそのⒶの金額を} \\ \text{基に計算した金額 (最高4万円)} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{l} \text{旧生命保険料の計の金額 (Ⓑ) を下のB} \\ \text{のiからiiiに当てはめてそのⒷの金額を} \\ \text{基に計算した金額 (最高5万円)} \end{array} \right]$ ※ Ⓐのみ又はⒶとⒷの両方について控除の適用を受ける場合の適用限度額は4万円、Ⓑのみについて控除の適用を受ける場合の適用限度額は5万円</p> <p>② 介護医療保険料の控除額 $\left[\begin{array}{l} \text{介護医療保険料の計の金額 (Ⓒ) を下の} \\ \text{Aのiからiiiに当てはめてそのⒸの金額} \\ \text{を基に計算した金額 (最高4万円)} \end{array} \right]$ </p> <p>③ 個人年金保険料の控除額 $\left[\begin{array}{l} \text{新個人年金保険料の計の金額 (Ⓓ) を下} \\ \text{のAのiからiiiに当てはめてそのⒹの金} \\ \text{額を基に計算した金額 (最高4万円)} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{l} \text{旧個人年金保険料の計の金額 (Ⓔ) を下} \\ \text{のBのiからiiiに当てはめてそのⒺの金} \\ \text{額を基に計算した金額 (最高5万円)} \end{array} \right]$ ※ ⓐのみ又はⒹとⒺの両方について控除の適用を受ける場合の適用限度額は4万円、Ⓔのみについて控除の適用を受ける場合の適用限度額は5万円</p> <p>A 新契約（平成24年1月1日以後に締結した保険契約等）に基づく場合の控除額 i 20,000円までの場合…………… Ⓐ又はⒸ又はⒹの全額 ii 20,000円を超える場合…………… Ⓐ又はⒸ又はⒹ) × 1/2 + 10,000円 iii 40,000円を超える場合…………… Ⓐ又はⒸ又はⒹ) × 1/4 + 20,000円</p> <p>B 旧契約（平成23年12月31日以前に締結した保険契約等）に基づく場合の控除額 i 25,000円までの場合…………… Ⓑ又はⒺの全額 ii 25,000円を超える場合…………… Ⓑ又はⒺ) × 1/2 + 12,500円 iii 50,000円を超える場合…………… Ⓑ又はⒺ) × 1/4 + 25,000円</p>
地震保険料控除額	$\left[\begin{array}{l} \text{損害保険契約等に係る地震保} \\ \text{険料の金額の合計額} \\ (\text{最高5万円}) \end{array} \right] + \left[\begin{array}{l} \text{長期損害保険契約等に係る旧長期損害保険料の金額の合計額 (Ⓑ)} \\ (\text{Ⓑの金額が}10,000\text{円を超える場合は} \text{Ⓑ} \times 1/2 + 5,000\text{円}) \\ (\text{最高}15,000\text{円}) \end{array} \right] \\ (\text{最高限度額}5\text{万円})$

寄附金控除額	<p>震災関連寄附金以外の 特定寄附金の額の合額 (注1) の額の合計額</p> <p style="text-align: right;">震災関連寄附金 + -2,000円</p> <p>(注2)</p> <p>(注1) 所得金額の合計額の40%相当額を限度とする。 (注2) 所得金額の合計額の80%相当額を限度とする。</p>																								
障害者控除額	<p>【控除額(1人につき)】</p> <table> <tr> <td>障害者</td> <td>270,000円</td> </tr> <tr> <td>特別障害者</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td>同居特別障害者</td> <td>750,000円</td> </tr> </table>	障害者	270,000円	特別障害者	400,000円	同居特別障害者	750,000円																		
障害者	270,000円																								
特別障害者	400,000円																								
同居特別障害者	750,000円																								
寡婦(寡夫)控除額	270,000円(特定の寡婦は350,000円)																								
勤労学生控除額	270,000円																								
配偶者控除額	<table> <thead> <tr> <th></th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般の控除対象配偶者</td> <td>380,000円</td> </tr> <tr> <td>老人控除対象配偶者</td> <td>480,000円</td> </tr> </tbody> </table>		控除額	一般の控除対象配偶者	380,000円	老人控除対象配偶者	480,000円																		
	控除額																								
一般の控除対象配偶者	380,000円																								
老人控除対象配偶者	480,000円																								
配偶者特別控除額	<p>生計を一にする配偶者で控除対象配偶者に該当しない者の所得金額の合計額(繰越損失控除前)(Ⓐ)に基づき、次の表で求めた金額</p> <table> <thead> <tr> <th>配偶者のⒶの金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>380,000円以下</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>380,001円から399,999円まで</td> <td>38万円</td> </tr> <tr> <td>400,000円から449,999円まで</td> <td>36万円</td> </tr> <tr> <td>450,000円から499,999円まで</td> <td>31万円</td> </tr> <tr> <td>500,000円から549,999円まで</td> <td>26万円</td> </tr> <tr> <td>550,000円から599,999円まで</td> <td>21万円</td> </tr> <tr> <td>600,000円から649,999円まで</td> <td>16万円</td> </tr> <tr> <td>650,000円から699,999円まで</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>700,000円から749,999円まで</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>750,000円から759,999円まで</td> <td>3万円</td> </tr> <tr> <td>760,000円以上</td> <td>0万円</td> </tr> </tbody> </table>	配偶者のⒶの金額	控除額	380,000円以下	0円	380,001円から399,999円まで	38万円	400,000円から449,999円まで	36万円	450,000円から499,999円まで	31万円	500,000円から549,999円まで	26万円	550,000円から599,999円まで	21万円	600,000円から649,999円まで	16万円	650,000円から699,999円まで	11万円	700,000円から749,999円まで	6万円	750,000円から759,999円まで	3万円	760,000円以上	0万円
配偶者のⒶの金額	控除額																								
380,000円以下	0円																								
380,001円から399,999円まで	38万円																								
400,000円から449,999円まで	36万円																								
450,000円から499,999円まで	31万円																								
500,000円から549,999円まで	26万円																								
550,000円から599,999円まで	21万円																								
600,000円から649,999円まで	16万円																								
650,000円から699,999円まで	11万円																								
700,000円から749,999円まで	6万円																								
750,000円から759,999円まで	3万円																								
760,000円以上	0万円																								
扶養控除額	<table> <thead> <tr> <th></th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般の控除対象扶養親族</td> <td>380,000円</td> </tr> <tr> <td>特定扶養親族</td> <td>630,000円</td> </tr> <tr> <td>老人扶養親族</td> <td>480,000円</td> </tr> <tr> <td>同居老親等</td> <td>580,000円</td> </tr> </tbody> </table>		控除額	一般の控除対象扶養親族	380,000円	特定扶養親族	630,000円	老人扶養親族	480,000円	同居老親等	580,000円														
	控除額																								
一般の控除対象扶養親族	380,000円																								
特定扶養親族	630,000円																								
老人扶養親族	480,000円																								
同居老親等	580,000円																								
基礎控除額	380,000円																								

3 税額控除（主なもの）

配 当 控 除 額	<p>① 課税総所得金額が1千万円以下の場合……………次の①と②の合計額</p> <p>① 剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配及び特定株式投資信託の収益の分配（以下「剰余金の配当等」という。）に係る配当所得の金額×10%</p> <p>② 特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額×5%</p> <p>② 課税総所得金額が1千万円を超える場合、かつ、課税総所得金額から特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額を控除した金額が1千万円以下の場合……………次の①と②の合計額</p> <p>① 剰余金の配当等に係る配当所得の金額×10%</p> <p>② $\left[\begin{array}{l} \text{特定証券投資信託の収益の分配に係る} \\ \text{配当所得の金額のうち、課税総所得金} \\ \text{額から1千万円を控除した金額に相当} \\ \text{する部分の金額(A)} \end{array} \right] \times 2.5\% + \left[\begin{array}{l} \text{特定証券投資信託の収益} \\ \text{の分配に係る配当所得の} \\ \text{金額のうち、(A)以外の部} \\ \text{分の金額} \end{array} \right] \times 5\%$</p> <p>③ 課税総所得金額から特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額を控除した金額が1千万円を超える場合（④に該当する場合を除く。）……………次の①と②の合計額</p> <p>① $\left[\begin{array}{l} \text{剰余金の配当等に係る配当所得の金額のう} \\ \text{ち、課税総所得金額から1千万円と特定証} \\ \text{券投資信託の収益の分配に係る配当所得の} \\ \text{金額の合計額を控除した金額に相当する部} \\ \text{分の金額(A)} \end{array} \right] \times 5\% + \left[\begin{array}{l} \text{剰余金の配当等に係る} \\ \text{配当所得の金額のうち、} \\ \text{(A)以外の部分の金額} \end{array} \right] \times 10\%$</p> <p>② 特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額×2.5%</p> <p>④ 課税総所得金額から剰余金の配当等に係る配当所得の金額と特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額の合計額を控除した金額が1千万円を超える場合……………次の①と②の合計額</p> <p>① 剰余金の配当等に係る配当所得の金額×5%</p> <p>② 特定証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額×2.5%</p>
(特定増改築等) 住 宅 借 入 金 等 特 别 控 除 額	<p>① 平成24年中に居住の用に供した場合（②、④、⑤及び⑥を選択する場合を除く。） (居住の用に供した年（1年目）から10年目までの各年)</p> <p>$\left[\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ \text{(最高3,000万円)} \end{array} \right] \times 1\% \cdots \cdots \cdots \rightarrow \left[\begin{array}{l} \text{100円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$</p> <p>② 平成24年中に居住の用に供した場合に、①に代えて認定住宅（認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅をいう。）の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択するとき（⑥を選択する場合を除く。） (居住の用に供した年（1年目）から10年目までの各年)</p> <p>$\left[\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ \text{(最高4,000万円)} \end{array} \right] \times 1\% \cdots \cdots \cdots \rightarrow \left[\begin{array}{l} \text{100円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$</p> <p>③ 平成23年中に居住の用に供した場合（⑤、④、⑤又は⑥を選択する場合を除く。） (居住の用に供した年（1年目）から10年目までの各年)</p> <p>$\left[\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ \text{(最高4,000万円)} \end{array} \right] \times 1\% \cdots \cdots \cdots \rightarrow \left[\begin{array}{l} \text{100円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$</p> <p>④ 平成21年1月1日から平成22年12月31までの間に居住の用に供した場合（⑤、④又は⑤を選択する場合を除く。） (居住の用に供した年（1年目）から10年目までの各年)</p> <p>$\left[\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ \text{(最高5,000万円)} \end{array} \right] \times 1\% \cdots \cdots \cdots \rightarrow \left[\begin{array}{l} \text{100円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$</p> <p>⑤ 平成21年6月4日から平成23年12月31までの間に居住の用に供した場合に、③又は④に代えて認定長期優良住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択する場合 (居住の用に供した年（1年目）から10年目までの各年)</p> <p>$\left[\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ \text{(最高5,000万円)} \end{array} \right] \times 1.2\% \cdots \cdots \cdots \rightarrow \left[\begin{array}{l} \text{100円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$</p>

(特定増改築等)
住宅借入金等
特別控除額

(6) 平成20年中に居住の用に供した場合 (⑦、⑭又は⑮を選択する場合を除く。)	
A	居住の用に供した年（1年目）から6年目までの各年
	$\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ (\text{最高}2,000\text{万円}) \end{array} \right) \times 1\% \cdots \cdots \cdots \rightarrow [100\text{円未満の}] \rightarrow [端数切捨て]$
B	7年目から10年目までの各年
	$\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ (\text{最高}2,000\text{万円}) \end{array} \right) \times 0.5\% \cdots \cdots \cdots \rightarrow [100\text{円未満の}] \rightarrow [端数切捨て]$
(7) 平成20年中に居住の用に供した場合に、⑥、⑭又は⑮に代えて居住の用に供した年以後15年間の各年について行うことができる住宅借入金等特別控除の控除額の特例を選択するとき	
A	居住の用に供した年（1年目）から10年目までの各年
	$\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ (\text{最高}2,000\text{万円}) \end{array} \right) \times 0.6\% \cdots \cdots \cdots \rightarrow [100\text{円未満の}] \rightarrow [端数切捨て]$
B	11年目から15年目までの各年
	$\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ (\text{最高}2,000\text{万円}) \end{array} \right) \times 0.4\% \cdots \cdots \cdots \rightarrow [100\text{円未満の}] \rightarrow [端数切捨て]$
(8) 平成19年中に居住の用に供した場合 (⑨を選択する場合又はこれまでに高齢者等居住改修工事等を含む増改築をして特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択する場合を除く。)	
A	居住の用に供した年（1年目）から6年目までの各年
	$\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ (\text{最高}2,500\text{万円}) \end{array} \right) \times 1\% \cdots \cdots \cdots \rightarrow [100\text{円未満の}] \rightarrow [端数切捨て]$
B	7年目から10年目までの各年
	$\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ (\text{最高}2,500\text{万円}) \end{array} \right) \times 0.5\% \cdots \cdots \cdots \rightarrow [100\text{円未満の}] \rightarrow [端数切捨て]$
(9) 平成19年中に居住の用に供した場合に、⑧に代えて居住の用に供した年以後15年間の各年について行うことができる住宅借入金等特別控除の控除額の特例を選択するとき（これまでに高齢者等居住改修工事等を含む増改築をして特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択する場合を除く。）	
A	居住の用に供した年（1年目）から10年目までの各年
	$\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ (\text{最高}2,500\text{万円}) \end{array} \right) \times 0.6\% \cdots \cdots \cdots \rightarrow [100\text{円未満の}] \rightarrow [端数切捨て]$
B	11年目から15年目までの各年
	$\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ (\text{最高}2,500\text{万円}) \end{array} \right) \times 0.4\% \cdots \cdots \cdots \rightarrow [100\text{円未満の}] \rightarrow [端数切捨て]$
(10) 平成18年中に居住の用に供した場合	
A	居住の用に供した年（1年目）から7年目までの各年
	$\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ (\text{最高}3,000\text{万円}) \end{array} \right) \times 1\% \cdots \cdots \cdots \rightarrow [100\text{円未満の}] \rightarrow [端数切捨て]$
B	8年目から10年目までの各年
	$\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ (\text{最高}3,000\text{万円}) \end{array} \right) \times 0.5\% \cdots \cdots \cdots \rightarrow [100\text{円未満の}] \rightarrow [端数切捨て]$
(11) 平成17年中に居住の用に供した場合	
A	居住の用に供した年（1年目）から8年目までの各年
	$\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ (\text{最高}4,000\text{万円}) \end{array} \right) \times 1\% \cdots \cdots \cdots \rightarrow [100\text{円未満の}] \rightarrow [端数切捨て]$

(特定増改築等)
住宅借入金等
特別控除額

	<p>B 9年目及び10年目の各年</p> $\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ (\text{最高}4,000\text{万円}) \end{array} \right) \times 0.5\% \cdots \rightarrow [100\text{円未満の}] \rightarrow [端数切捨て]$ <p>⑫ 平成15年1月1日から平成16年12月31日までの間に居住の用に供した場合 (居住の用に供した年(1年目)から10年目までの各年)</p> $\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ (\text{最高}5,000\text{万円}) \end{array} \right) \times 1\% \cdots \rightarrow [100\text{円未満の}] \rightarrow [端数切捨て]$ <p>⑬ 平成11年1月1日から平成13年6月30日までの間に居住の用に供した場合</p> <p>A 居住の用に供した年(1年目)から6年目までの各年</p> $\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ (\text{最高}5,000\text{万円}) \end{array} \right) \times 1\% \cdots \rightarrow [100\text{円未満の}] \rightarrow [端数切捨て]$ <p>B 7年目から11年目までの各年</p> $\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ (\text{最高}5,000\text{万円}) \end{array} \right) \times 0.75\% \cdots \rightarrow [100\text{円未満の}] \rightarrow [端数切捨て]$ <p>C 12年目から15年目までの各年</p> $\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ (\text{最高}5,000\text{万円}) \end{array} \right) \times 0.5\% \cdots \rightarrow [100\text{円未満の}] \rightarrow [端数切捨て]$ <p>⑭ 家屋について高齢者等居住改修工事等を含む増改築等をして、平成20年1月1日から平成24年12月31日までの間に居住の用に供した場合(①、③、④、⑥、⑦又は⑯に代えて適用) (居住の用に供した年(1年目)から5年目までの各年)</p> $\left(\begin{array}{l} \text{特定増改築等住宅} \\ \text{借入金等の年末残} \\ \text{高の合計額(A)} \\ (\text{最高}200\text{万円}) \end{array} \right) \times 2\% + \left(\begin{array}{l} \text{増改築等住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額-A} \\ (\text{最高}1,000\text{万円}) \end{array} \right) \times 1\% \rightarrow [100\text{円未満の}] \rightarrow [端数切捨て]$ <p>⑮ 家屋について断熱改修工事等又は特定断熱改修工事等を含む増改築等をして、平成20年4月1日から平成24年12月31日までの間に居住の用に供した場合(①、③、④、⑥、⑦又は⑯に代えて適用) (居住の用に供した年(1年目)から5年目までの各年)</p> $\left(\begin{array}{l} \text{特定増改築等住宅} \\ \text{借入金等の年末残} \\ \text{高の合計額(A)} \\ (\text{最高}200\text{万円}) \end{array} \right) \times 2\% + \left(\begin{array}{l} \text{増改築等住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額-A} \\ (\text{最高}1,000\text{万円}) \end{array} \right) \times 1\% \rightarrow [100\text{円未満の}] \rightarrow [端数切捨て]$ <p>⑯ 自己の所有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災によって被害を受けたことにより自己の居住の用に供することができなくなった場合、一定の住宅の取得等をして、かつ、その居住の用に供することができなくなった日から平成24年12月31日までの間に、自己の居住の用に供した場合に、①、②、③、⑤、⑭、又は⑯に代えて住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の控除額の特例を選択するとき (居住の用に供した年(1年目)から10年目までの各年)</p> $\left(\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の} \\ \text{年末残高の合計額} \\ (\text{最高}4,000\text{万円}) \end{array} \right) \times 1.2\% \cdots \rightarrow [100\text{円未満の}] \rightarrow [端数切捨て]$
政党等寄附金 特別控除額	<p>次の①と②のいずれか少ない方の金額(100円未満の端数切捨て)</p> <p>① $\left[\begin{array}{l} (2,000\text{円}-「政党等寄附金} \\ \text{の額(注)} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{以外の寄附金の額} \\ (\text{赤字のときは}0) \end{array} \right] \right] \times 30\%$</p> <p>② 所得税の額の25%相当額 (注) 所得金額の合計額の40%相当額が限度とされる。</p>

認定NPO法人寄附金 特 別 控 除 額	<p>次の①と②のいずれか少ない方の金額（100円未満の端数切捨て）</p> $\text{① } \left[\begin{array}{l} \text{認定NPO法人} \\ \text{寄附金の額（注）} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} 2,000円 - \text{「認定NPO法人等寄附金} \\ \text{以外の寄附金の額」} \\ (\text{赤字のときは} 0) \end{array} \right] \times 40\%$ <p>② 所得税の額の25%相当額 (注) 所得金額の合計額の40%相当額が限度とされる。</p>
公益社団法人等寄附金 特 別 控 除 額	<p>次の①と②のいずれか少ない方の金額（100円未満の端数切捨て）</p> $\text{① } \left[\begin{array}{l} \text{公益社団法人等} \\ \text{寄附金の額（注）} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} 2,000円 - \text{「公益社団法人等寄附金} \\ \text{以外の寄附金の額」} \\ (\text{赤字のときは} 0) \end{array} \right] \times 40\%$ <p>② 所得税の額の25%相当額 (注) 所得金額の合計額の40%相当額が限度とされる。</p>
特定震災指定寄附金 特 別 控 除 額	<p>次の①と②のいずれか少ない方の金額（100円未満の端数切捨て）</p> $\text{① } \left[\begin{array}{l} \text{特定震災指定} \\ \text{寄附金の支出額（注）} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} 2,000円 - \text{「特定震災指定寄附金} \\ \text{以外の寄附金の額」} \\ (\text{赤字のときは} 0) \end{array} \right] \times 40\%$ <p>② 所得税の額の25%相当額 (注) 所得金額の合計額の80%相当額が限度とされる。</p>
住 宅 耐 震 改 修 特 別 控 除 額	<p>平成21年1月1日から平成24年12月31までの間に住宅耐震改修をした場合</p> <p>次のAとBのいずれか少ない方の金額</p> $A \text{ 住宅耐震改修に要した費用の額} \times 10\% = \text{ 特 別 控 除 額} \rightarrow [100円未満の端数切捨て]$ $B \text{ 住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額} \quad (\text{最高} 20\text{万円})$
住 宅 特 定 改 修 特 別 税 額 控 除 額	<p>平成21年4月1日から平成24年12月31までの間に居住の用に供した場合</p> <p>① 特定居住者の場合</p> $A + B = \text{住宅特定改修特別税額控除額} \quad \left[\begin{array}{l} \text{最高} 20\text{万円 (一般断熱改修工事等に太陽光} \\ \text{発電設備設置工事を含む場合は最高} 30\text{万円)} \end{array} \right]$ <p>次の①と②のいずれか少ない方の金額</p> $\left(\begin{array}{l} \text{① 高齢者等居住改修工事等に要した費用の額} \\ \text{② 高齢者等居住改修工事等の標準的な費用の額} \\ (\text{最高} 150\text{万円}) \end{array} \right) \times 10\% = A \rightarrow [100円未満の端数切捨て]$ <p>(注) 平成23年12月31日以前に居住の用に供した場合は、最高200万円となる。</p> <p>次の①と②のいずれか少ない方の金額</p> $\left(\begin{array}{l} \text{① 一般断熱改修工事等に要した費用の額} \\ \text{② 一般断熱改修工事等の標準的な費用の額} \\ (\text{最高} 200\text{万円 (一般断熱改修工事等に太陽光} \\ \text{発電設備設置工事を含む場合は最高} 300\text{万円)}) \end{array} \right) \times 10\% = B \rightarrow [100円未満の端数切捨て]$ <p>② 特定居住者以外の居住者の場合</p> <p>次の①と②のいずれか少ない方の金額</p> $\left(\begin{array}{l} \text{① 一般断熱改修工事等に要した費用の額} \\ \text{② 一般断熱改修工事等の標準的な費用の額} \\ (\text{最高} 200\text{万円 (一般断熱改修工事等に太陽光} \\ \text{発電設備設置工事を含む場合は最高} 300\text{万円)}) \end{array} \right) \times 10\% = \text{ 住宅特定改修} \\ \text{ 特別税額控除額} \rightarrow [100円未満の端数切捨て]$ <p>最高 20 万円 (一般断熱改修工事等に太陽光 発電設備設置工事を含む場合は最高 30 万円)</p>
認定長期優良住宅 新築等特別税額 控 除 額	<p>平成21年6月4日から平成24年12月31までの間に居住の用に供した場合</p> <p>認定長期優良住宅の認定基準に適合するため に必要となる標準的なかかり増し費用の額 (最高 500 万円) (注)</p> $\left(\begin{array}{l} \text{認定長期優良住宅の認定基準に適合するため} \\ \text{に必要となる標準的なかかり増し費用の額} \\ (\text{最高} 500\text{万円}) \end{array} \right) \times 10\% = \text{ 認定長期優良住宅} \\ \text{ 新築等特別税額控除額} \rightarrow [100円未満の端数切捨て]$ <p>(注) 平成23年12月31日以前に居住の用に供した場合は、最高1,000万円となる。</p>
電 子 証 明 書 等 特 別 控 除 額	電子証明書を有する個人が、平成24年分の所得税の確定申告を本人の電子署名及びその電子署名に係る電子証明書を付して平成25年3月15日までに国税電子申告・納税システム(e-Tax)で行う場合は、その者のその年分の所得税の額を限度として3,000円を控除する。